

「証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ」の設置について

1 趣旨

証券決済システム改革については、平成12年6月に証券決済システムの改革に関するワーキング・グループの報告書（「21世紀に向けた証券決済システム改革について」）がまとめられ、統一的な証券決済法制の整備等の提言が行われたところである。

現在、当該提言を具体化している段階にあるが、具体的な法整備作業において追加的な検討課題が生じている。

そこで、金融審議会第一部会の下に「証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ」を設置し、法整備作業において発生した追加的な検討課題について議論を行うこととする。

2 テーマ

法整備作業において発生した追加的課題を検討することとし、一般投資者保護のスキームなどについて、議論を行う。

3 その他

事務局は総務企画局市場課が行う。